

台風等非常変災時における緊急対応について

1. 暴風警報における措置（県下一斉に臨時休業）

- (1) 午前7時において滋賀県甲賀地域下に「**暴風を含む警報**」及び「**特別警報**」が発令されている場合
- ① 臨時休業 「暴風警報・特別警報の発令と同時に、臨時休業となります。」
 - ・原則として、学校からの連絡はいたしません。
 - ・暴風以外の、大雨・洪水・大雪等の警報の場合は、ただちに県下一斉臨時休業とはなりませんのでご注意ください。
 - ② 授業時間の繰り上げ
 - ・登校後にあつて暴風警報が発令された場合、授業時間を繰り上げて下校させることがあります。
 - ・状況に応じて、城中安心安全メールにて保護者の皆様に生徒のお迎えをお願いする場合があります。

2. 避難勧告等発令時の措置（城山中学校区で臨時休業）

- (1) 午前7時において城山中学校区内で**避難勧告・避難指示（避難準備情報は除く）**が発令中の場合は、**臨時休業**となります。

3. その他の警報等における措置（学校独自で決定）

- (1) 生徒の安全確保が危ぶまれるために、本校独自で「臨時休業とする」、「授業開始時刻を遅らせる」、「授業時間を繰り上げる」などの措置をとる場合があります。
- ① 暴風警報等が必至と判断される場合
 - ② 暴風以外の、大雨・洪水・大雪等の警報の場合
- (2) **本校独自で上記の措置をとる場合は、城中安心安全メールにて連絡させていただきます。**

4. Jアラートによる速報時の措置（自宅待機）

- (1) 午前7時までに県内に「**屋内避難の呼びかけ**」があつた場合は、**自宅待機**となります。
- (2) **自宅待機解除等の連絡は、城中安心安全メールにて連絡させていただきます。**

5. お願い

- ① 臨時休業等についての学校・関係機関への電話による問い合わせは原則としてご遠慮ください。
- ② 通学路等、危険個所が発生したり、事故に遭つたりした場合は、速やかにご連絡ください。
- ③ 大地震等の変災時にも、緊急の対応を要しますのでよろしくお願ひします。